

独占禁止法審査手続についての懇談会（第9回）議事概要

1 日時 平成26年9月2日（火）16:00～18:10

2 場所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

内閣府 井上内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

（1）開会

（2）論点に関する検討（自由討議）

（3）閉会

5 議事概要

（1）冒頭、井上内閣府審議官から、着任の挨拶があった。

（2）事務局から、弁護士・依頼者間秘匿特権（以下「秘匿特権」という。）の範囲や該当性に争いがある場合の手続等の論点に関する考慮事項・検討事項、これらの点についての諸外国の例等を取りまとめた資料について説明があった（内容は資料1のとおり）。

(3) 榊原委員から、秘匿特権を導入する必要性、保護の対象とすべき通信の範囲等に関する資料について説明があった（内容は資料2-1のとおり）。

(4) 矢吹委員から、秘匿特権の意義、要件や憲法との関係等についての意見の概要をまとめた資料及び日本弁護士連合会において諸外国の秘匿特権制度等に関する情報を取りまとめた資料について説明があった（内容は資料2-2のとおり）。

(5) 秘匿特権に関連する論点について検討が行われたところ、委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

（導入の必要性について）

- ・ そもそも、独占禁止法においてだけ導入を検討するのは相当ではないのではないか。秘匿特権が公益に資するということであれば、独占禁止法だけでなく、他の法分野における取扱いと併せて導入の適否が検討されるべきではないか。
- ・ カルテルの実質的な被害者は国民であるので、秘匿特権の導入により実態解明機能に支障が生じることになると、国民の理解が得られないのではないか。
- ・ 秘匿特権は、欧米において、長い年月をかけて形成・受容されてきた概念である。他方、我が国においては、「秘匿特権が社会を良くする」という考え方や、これを受容する文化的背景がいまだ存在していないことから、こうした文化的背景等を無視してまで導入すべきではないと考える。
- ・ 文化的背景がないのは、これまで秘匿特権が認められていなかったのだから当然のことであり、これを理由として導入すべきでないとしてしまうと、今後新たな制度を導入する余地がなくなってしまう。重要なのは、制度を導入することの利点と弊害を慎重に議論することではないか。
- ・ 違法行為があったということを前提に事業者に対して秘匿特権を認めるべきとの議論を行うことには、抵抗がある。
- ・ 国家権力から処分を受けようとする者が弁護士に相談した際に、その秘密が守られるべきというのは日本国憲法に照らしてみても基本的な価値であると考えられることから、秘匿特権は当然に認められるべきものである。
- ・ 公正取引委員会による調査との関係では、事業者の弁護士選任権が憲法上の権利であるとは言えず、秘匿特権を権利として認めるかは政策論の問題であり、これを認める必要性（事業者の防御権を保障する必要性）とそのことによる弊害（実態解明機能に対する悪影響）とを比較衡量して判断すべきと考える。
- ・ 欧米と異なり、我が国には協力のインセンティブと非協力のディスインセンティブの仕組みがないため、そのことを考慮して、秘匿特権を導入することの利点と弊害を比較衡量すべきではないか。

- ・ 秘匿特権が導入された場合、とにかく「秘匿特権により保護されると思った」と主張して当局からの提出命令を拒否するケースが頻発するおそれが高いが、こうした事案に制裁を科すことは難しいのではないか。
- ・ 秘匿特権を導入することにより、事業者が安心して弁護士に相談できるようになり、結果として事業者のコンプライアンスの向上が期待されるというメリットがある。
- ・ 過去の違反行為について弁護士に相談することはコンプライアンスを高めることにはならないのではないか。秘匿特権を法律論として取り上げるならば、EUのように、調査対象となった事業者の防御において必要なものかどうかという観点から検討すべきである。
- ・ 弁護士は、事業者からの相談を受けた場合、当局からの調査要請に対応した報告をしたり、事業者に課徴金減免申請をするよう促すなど、実態解明に貢献する役割も果たしている。
- ・ 今や地方の零細農家でさえ、海外企業と競争するグローバルな経済環境になっており、安心して弁護士に相談できることというのは、非常にニーズが強い。
- ・ 秘匿特権を認めるという考え方が将来的にはあってよいと思うが、モンローの国と異なり、我が国では社会に理解されにくい現状において、しかも独占禁止法の分野のみですぐに導入するという点については、慎重であるべき。

(対象範囲について)

- ・ 防御権の保障という観点からすると、訴訟準備のための弁護士と事業者とのやり取り（相談及び助言の内容）のみを対象にすれば足り、その前提となる事実関係に関するやり取りについては保護の対象外とすべきである。
- ・ 事業者が安心して弁護士に相談できるようにするためには、幅広く認められることが望ましいが、実態解明機能への影響を懸念するのであれば、対象範囲を限定することでも構わない。
- ・ 秘匿特権は、弁護士に法的助言を求めることが前提であるから、事実に関する保護の範囲は、基本的には法的助言を得るために弁護士に開示した事実限定される。
- ・ 弁護士への相談が秘密として守られているからこそ、事業者は包み隠さずに弁護士に話すことができ、弁護士はこれに対して適切な助言を行うことができるのであるから、弁護士との通信が調査開始前に行われた場合であっても、保護の対象とすべきである。
- ・ 秘匿特権が相談とそれへの回答に関するコミュニケーションを保護するという点だとすると、実際には、その対象はかなり広くなるのではないかと考えられるところ、秘匿特権の対象となる書面に記載された事実に関する部分を入手できなくなる点について、公正取引委員会では実態解明

機能にどの程度の支障が生じると考えているのか。(この点について、公正取引委員会から、弁護士とのコミュニケーションに関するものであっても違反の立証に資するものが含まれており、そうした情報は秘匿特権が認められればこれまで以上に取りにくくなることから、実態解明機能への影響は大きいと考えている旨の説明があった。)

(規定方法について)

- ・ 秘匿特権は、欧米ではいずれも裁判例の蓄積によって形成されており、実定法により要件や効果等が明確に規定されているわけではない。したがって、法律等の明文規定をもって、要件等を書き下すことは、ほぼ不可能ではないか。
- ・ 弁護士との正当な通信内容については提出を拒否できる正当な理由として認めることとし、その上で、真実発見を害するのであれば、報告命令で社内調査を命じて結果を報告させるようにしてはどうか。(この点について、公正取引委員会から、現在のような調査に協力するインセンティブがない現状で報告命令を出しても、事業者が自ら違反行為を認めるような報告を行うことはないので、任意の供述聴取によることとしている旨の説明があった。)
- ・ ほかに証拠物が残っていない状況で、弁護士への相談のやり取りに付随する社内調査の記録が違反行為の裏付けとなるような場合には、真実発見の観点から、そうした場合に限り秘匿特権の対象外と規定する方法も考えられるのではないか。

(弊害の防止等について)

- ・ 「論点整理」に寄せられた意見で、防御権を強化するならば調査に非協力の場合の制裁もセットで強化すべきと提案されているように、裁量型課徴金とは別の問題として、非協力に対する制裁を考えられないか。
- ・ 報告命令の活用は、供述調書依存からの脱却にもつながると考えられるが、現状では、虚偽報告に対する制裁が弱いため、その強化を考えていく必要があるのではないか。報告命令が機能しているEUでは、虚偽報告に対する制裁が厳しいほか、裁量型課徴金制度があることも、この議論に関連するものと思われる。

(6) 第10回会合は9月18日(木)に開催予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>